

「令和3年度 ヘルスケアサービス社会実装事業」
リラクゼーション業界におけるヘルスケアサービス品質向上に向けた
業界自主ガイドラインまたは認定制度策定に関する検討協議会
第3回検討協議会 議事要旨

日時：2022年2月3日（木）14：00～16：00

会場：TIME SHARING 四谷 A（タイムシェアリング）

出席者：磯部 哲 様（慶応義塾大学法務研究科 教授）Zoom 参加
江崎 禎英 様（社会政策課題研究所 所長）Zoom 参加
奥原 早苗 様（公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
消費者志向推進委員会委員長）Zoom 参加
水溪 治彦 様（一般社団法人 日本エステティック業協会 事務局長）
湊 信明 様（湊総合法律事務所 所長・弁護士）
高木 花鈴 様（経済産業省ヘルスケア産業課／オブザーバー）Zoom 参加
渡辺 直樹 様（「令和3年度ヘルスケアサービス社会実装事業費補助金」事務局
株式会社シード・プランニング／オブザーバー）Zoom 参加
渡邊 真一 様（業界有識者／オブザーバー）Zoom 参加
藪 浩昭（同会 常務理事）
二瓶 拓穂（同会 理事）
町田 基樹（同会 監事）
中野 和（同会事務局）
星野 繁夫（同会事務局）

■本会の開会の旨が述べられた後、第1, 2回検討協議会の振り返りの説明がなされた。

■リラクゼーション業の定義について、「目的」「行為」「影響」の構成で、当協会の案として提示された。

【リラクゼーション（業）の定義 案】

リラクゼーション業とは、ストレスを解消し、心と身体を心地よい状態（＝リラクゼーション）にすることを目的として、「手技」に加えて「空間演出」と「適切なコミュニケーション」を提供することで、ヘルスケアに貢献することを目指す産業である。

※「医療行為」「医業類似行為」は行わない

「医療行為」とは、人の傷病の治療・診断又は予防のために、医学に基づいて行われる行為。

「医業類似行為」とは、あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう・柔道整復の行為4種と、カイロプラクティックや整体のような、法定の行為以外の民間療法を含む概念。医師の医学的判断及び技術をもってするのでなければ人体に危害を及ぼし、又は危害を及ぼすおそれのある『医行為』ではないが、一定の資格を有する者が行わなければ人体に危害を及ぼすおそれのある行為

【行為の解説】

「手技」範囲：①痛みを伴わない程度の強さで行う

- ②瞬間的に強く圧力をかける手技は行わない
- ③骨格矯正、脊髄に対するスラスト・アジャスト施術は行わない
- ④外傷を残す行為は行わない

「空間演出」：空間（店舗）が清潔に保たれ、お客様がリラックスできる
（音楽、最適な明るさ、適度な装飾など）状態を演出すること。

「コミュニケーション」：リラックスできる適切な会話・状態確認のヒアリング
または洞察力・観察力（呼吸や目線、仕草から読み取る）などをいう

■定義についての討議

- ・定義案は、オリジナルであるが、現行の自主基準の中で、リラクゼーション業とはという記載があり、それを前回までの検討協議会での意見を踏まえて検討したものである。
- ・手技・空間演出・コミュニケーションによって、ストレスを解消し、心と身体をいやすことがリラクゼーション。書く順番として「行為」「目的」「影響」が良いのではないか。
- ・ストレスの解消という言葉は適切か否かについて、一般的に浸透しているので、問題ないのではないか。解消とは全部消し去るということでもなく、解消に向けてという意味にもなるので良いと思う。
- ・定義としては、ヘルスケアの貢献の部分は不要。業界の究極の目的であって定義ではない。
- ・産業分類の定義を網羅することが必要。
※7893 リラクゼーション業（手技を用いるもの）
手技を用いて心身の緊張を弛緩させるための施術を行う事業所をいう。

（検討協議会での最終意見まとめ）

「リラクゼーション業とは、手技・空間演出・コミュニケーションを提供し、心身の緊張を弛緩させる施術を行うことで、ストレスを解消し、心と身体を心地よい状態にする産業である」

■ガイドラインの方向性と骨子案が提示された。

【ガイドラインの方向性】

- ・リラクゼーションの定義に基づき、現行自主基準の修正・追記を行う。
- ・改定自主基準に基づき、具体的な事例（ケース）を記載したガイダンスの作成
- ・作成したガイドラインの運用・浸透策実施→認証制度の検討

【ガイドラインの骨子案】

現行の自主基準に経産省「ヘルケアガイドライン等のあり方」にある業界自主ガイドライン等に入れるべき10項目を踏まえた修正・追記を行うものとする。

■ガイドライン骨子の討議内容

- ・法律ではなく、ガイドするものなので、遵守事項だけでなく、目指す姿も入れるべき（技術や教育など）。
- ・禁止だけではなく、品質を上げるために必要なものなどポジティブな内容も盛り込む。
- ・大原則を文章できちんとメインとして書き、推奨されるべき取り組み、次に特に注意すべきことなどメリハリのきいた記述の書き分けが必要。
- ・コミュニケーションで消費者の秘密情報に触れることもあると思われる。個人情報と守秘義務は違うが、両方とも適切に取り扱われるべき。守秘義務を守ることをきちんと宣言することは、安心感にもなる。
- ・エビデンスという言葉は使わなくてもいい。安全なサービスを提供する、サービスの効果などそれぞれのサービスの基準など消費者が分かり易くすること。
- ・事業者＝経営者というより、大事なのは現場のセラピストであるので、セラピストと消費者の両方を見る必要がある。
- ・図やイラストなどを入れるなど分かり易さの工夫をしてほしい。
- ・認証制度は、良い事業者をよりよくしていくもの。ガイドラインに沿わない人をどう排除していくかというのが、サービスの品質を良くするもう一つの柱になる。

■今後の課題

- ・定義について、文言の見直しを行う。
「リラクゼーション業とは～である。」という形で、文章としての順番や定義すべきところを意識しながら、リラクゼーションとリラクゼーション業あるいは、産業としての心意気のようなものを、しっかりと分けたうえで、分かり易いものとし、且つ、見せ方の工夫もしていく。
- ・ガイドラインについて、現行の自主基準の修正・追記のポイントは賛同されたので、禁止事項だけではなく、品質を上げていくために必要なものをポジティブな内容も盛り込んでいく。個人情報とは違う、守秘義務の観点からも追記が必要。

以上